

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	遠野支所
監査の種類	令和4年度 定期監査（4監第105号 令和5年3月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和5年3月31日

指摘一覧	措置通知日
意見又は要望とする事項	
収入事務（収入金の納入通知に係る事務の適正化について）	令和5年 3月31日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>収入事務(収入金の納入通知に係る事務の適正化について)</p> <p>市の収入金のうち納入の通知を要するものについては、市財務規則第43条の規定に基づき納期限を指定し、第47条に定める期限までに納入義務者に対し納入通知書により通知しなければならない。納入通知は納入義務者に対しその歳入を納入すべき旨を通知する行為であり、指定すべき納期限は、納入義務者が納入通知書の受領後、納入しうる合理的な期間と解される。この納期限までに納入されない収入金については、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合を除き、市債権管理条例及び同施行規則に基づき督促しなければならない。</p> <p>今回、各支所の収入金において、納入通知書を、納期限が到来した後に送付した例が認められた。</p> <p>市財務規則に定める発行期限を過ぎて納入通知書を発した場合は、納入義務者においては、納入までの期間が短縮されてしまうことから、納期限までに納入できず督促の対象となり、債権の種類に応じて督促手数料及び延滞金、遅延損害金の請求等の不利益が生じる恐れがある。さらに本来、納期限が到来した納入通知はあり得ず、市民の市政への信頼を損ねるものであり、債権管理上も問題があることから厳に慎み、納入通知書の発行が遅延しないよう現行の事務処理を見直すとともに、請求漏れを防止する仕組みづくりなど、内部統制の強化に努められることを望むものである。</p> <p>【事例2】 四倉支所市民課</p> <p>※ 行政財産目的外使用許可に伴う附帯設備使用の実費負担金に係る収入事務において、納入通知書を、事務処理の失念により、市財務規則第43条第4号に定める納期限が到来した後に送付した例が認め</p>	<p>行政財産目的外使用許可に伴う附帯設備使用の実費負担金に係る収入事務については、使用者に対する当該請求に係る事務処理を失念してしまつたため、納期限が到来した後に請求漏れに気づき、本来通知すべきであった通知日や納期限に遡った日付により納入通知書を発行してしまつたものです。</p> <p>今後におきましては、地方自治法や市財務規則等の関係法令を遵守するとともに、庁舎設備に係る電気料金等の請求に関する支払事務において、支出伝票の決裁と同時に、当該実費負担金に係る調定及び納入通知についても併せて起票させ、決裁者がチェックできる体制を構築し、請求漏れを防止していくこととします。</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>られた。</p> <p>なお、遠野支所においても、同様の例が認められた。</p> <p>(遠野支所)</p>	